

災害後の再定住における論点と課題 — 「選択」の拡張的解釈を通じて

前田 昌弘

京都府立大学大学院生命環境科学研究科, 准教授, 博士 (工学)

1. はじめに: 「選択」の問題としての再定住

人がある環境で暮らしている時、人と環境の間には何らかの意味で「安定的な状態」が形成されている。「再定住」(Resettlement)とは、環境のゆるやかな変化(都市の成長や衰退、気候変動など)や突発的な出来事(災害や事故など)によって人と環境の関係が不安定化し、その後、環境の自己組織化や人間の行動を通じて別の安定状態へと移行することである。

ここで再定住は、元の場所での居住の継続や元の状態への回帰という単純な「回復」だけを意味しない。再定住のきっかけには、家族・友人との離別や住宅・資産の喪失、環境の変質(地盤の崩壊、海岸線の変化など)といった、後戻りができない変化が含まれる。単純素朴な「回復」が見込めないからこそ、再定住では、別の新たな安定状態が模索され、そこに希望が見出される。さらには、災害がなければより長い時間をかけて起きた移行が「先取り」され、異なる安定状態へといち早く至るという見方ができる場合もある。このように、再定住とは、複数の安定状態のあいだを行き来するが、決して同じ状態に留まることはない、柔軟かつダイナミックなプロセスである。これは、東日本大震災以降、わが国の建築・都市計画でも重視されるようになってきたレジリエンス(Resilience)の概念にも符合する考え方である。

ところで、「安定状態」と言った時、どのような価値基準から、また、誰にとって、何と何の関係から、それを考えるのであろうか。筆者は2004年インド洋津波からの復興の研究に際して再定住の問題を考えるようになったが^{文1)}、東日本大震災からの復興においても、このような根本的な問いかけが避けられないと感じている。

東北地方三陸沿岸は豊かな自然資源に恵まれ、過去の津波被害のたびに自然資源を基盤として復興を遂げてきた。森や海といった生態環境の場合、めざすべき安定状態は一義的に決定される。すなわち、「自己の維持」という規範のもと生態環境は均衡に至る。一方で、社会環境の場合、生態環境とは異なり、何が安定的な状態であるか自明ではない。それゆえに社会環境は本来的に不安定である。近年における産業構造の転換や人口減少を背景として東北地方の社会環境は不安定さをさらに増している。

もちろん、人間も生物、生態環境の一部である以上、自己の維持(=健康)という規範は存在する。しかし、人間と環境の間には生物と環境との間以上の関わりが存在する。それは、倫理的であること、すなわち善し悪しの区別を持ち、規範に従って行動し、環境との間で「選択」が生じる^{注1)}、ということである。したがって、再定住と

は「選択」の問題であると言えることができる。

本稿では、災害後の再定住について、「選択」、「均衡」といったキーワードを通じて、論点・課題を整理する。また、東日本大震災における再定住に対する支援のあり方について考察し、人とその環境のあいだの関係の性質に着目した支援の必要性を示す。

2. 再定住における「均衡」の概念

2. 1. 人と場所の関わり、「選択」ということ

図1は、人と環境の関わりを、行為主体と環境、どちらの比重が大きいかという点から分類したものである。

「意図にもとづく選択」は、ある行為主体が何らかの意図を有することを前提として、行為主体が環境を選択することである。これには、私たちの行為の背後にはすべて私たち自身の意図が存在しているという仮定がある。

「身体にもとづく選択」は、固有の資源利用や職住の近接性、ケアを受ける環境など、何らかの身体性にもとづく特定の環境に行為主体が置かれている状態である。そこには、行為主体の能力とそれが発揮される環境のセットがあるだけである。人間が身体を持つ存在であるがゆえの限定性によって環境との関わりは条件づけられており、行為主体は環境に「埋め込まれている」状態である。

「意図にもとづく選択」が行為主体主導という点で「強い選択」であるとすれば、身体にもとづく選択は「弱い選択」、あるいは行為主体は環境によって「選ばれている」とも言える状態である。そして、長期持続してきた生活環境では、行為主体の能力と環境は相補的な関係にあり、行為主体と環境が相互に浸透している^{注2)}。

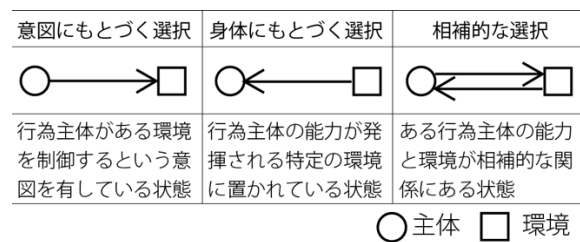


図1 人と環境の関わり方の分類

2. 2. 「選択」の種類と「均衡」

環境との関わりが、ある行為主体の能力によって制御され、その主体に帰属していると感じることと、それが他者との社会的な関係性によって制限されていることは区別されるべきである。ここでは、前者を「自然的選択」と呼び、後者を「社会的選択」と呼ぶことにする。

図2は「自然的選択」と「社会的選択」それぞれの諸形

態についての分類を示したものである。ここではさらに、各類型においてどのような価値基準、どのような意味での「均衡」が問題となるのかを考える。

A 自然的選択

(i)	(ii)	(iii)
時に対立する複数の環境からある環境を選択する。	行為主体の能力が発揮される特定の環境を選択する。	複数の環境との間に性質の異なる選択が発生する。

B 社会的選択

(i)	(ii)	(iii)
同じ集団に属する行為主体の選択に同調して行動する。	行為主体それぞれの意図にもとづいて選択・行動する。	集団よりも個々の主体と環境の関わりを考慮して行動する。

○主体 □環境 ○ 集団

図2 選択の諸形態とそれぞれの課題

(1) 自然的選択と均衡

A-i 環境間の均衡の獲得

行為主体は複数の環境から意図にもとづいてある環境を選択する。この場合、行為主体が「選択」した環境と行為主体にとって「善い」環境は一致するであろうという前提がある。従って、ここでは行為主体が「選択」を行えるということ自体に価値がある。選択した環境によって行為主体が得られる環境の水準は時として対立する。例えば、「生活」と「安全」、「住まい」と「仕事」といった、水準間の均衡がここでは問題となる。

東日本大震災における津波被災地においては、復興の基幹事業である防潮堤建設や高台移転、浸水地の嵩上げといった土木の事業は、「安全」の論理への偏りが著しい。住民と環境との間に形成されていた生活上の関わりを分断する方向へとしばしば作用しており、「生活」と「安全」の均衡が保たれているとは言い難い。

A-ii ある環境との均衡の維持

ある行為主体が環境に「埋め込まれている」場合、ある行為主体と特定の環境の間に形成されていた均衡の維持が選択における一つの価値基準となる。この場合、行為主体が環境を選択する余地は実質的に少ない。ただし、結果的には特定の環境に落ち着く可能性が高いとしても、他の何らかの選択肢が提示された場合と全く提示されなかった場合は区別されるべきである。前者のほうが後者に比べ、結果に対する行為主体の満足感、納得感は高くなると思われる。ここで、行為主体にとっての「善い」環境とは、「選択できる」ということや、環境間の水準の

均衡ではない。むしろ、特定の環境に落ちつくまでのプロセスや得られた情報の内容や手段といった、行為主体にとっての時間軸に関わる問題である。

A-iii 選択の「非対称性」への対応

再定住において、ある環境との関わりが困難である、あるいは「望ましくない」という状況は生じ得る。

「望ましくない」というのは、当事者の生存や健康維持が明らかに困難になると客観的に判断されるような状況のことである。住宅再建支援においては通常、支援のメニューが提示され、被災者が自身の意図にもとづいて再建方法を選択することが求められる。しかし、このような選択のあり方は、「身体にもとづく選択」によって環境に「選ばれていた」行為主体からすると必ずしも馴染まない。このような選択の質の違いに起因する選択の「非対称性」にどのように対処できるであろうか。この点について、次に述べる「社会的選択」が深く関わってくる。

(2) 社会的選択と均衡

B-i 他者への同調と協調的行動

ある集団における他者の選択に対して行為主体が同調し、他者との協調的な行動をとることで別の状態へと移行する。他者に率先される形で「結果的に」選択を行ったことになる。ここでは、行為者の意図や主体性は停止している。「意図にもとづく選択」は行われないが、同調する対象は誰でもよいわけでない。「共感」や「信頼」といった能力が発揮される対象であることが条件となる。旧くからの近隣や家族・親族に限らず、被災後に出会った他者との間でも共感や信頼は醸成され得る。

B-ii 社会的な緊張・葛藤と合意形成

ある集団において、複数の行為主体がそれぞれの意図のもと行動する。この場合、個と個、個と全体のあいだで選択をめぐる社会的な緊張や葛藤が生じる。それらが均衡に至った場合、集団としての選択・行動が行われる。均衡に至らなかった場合、個々の行為主体の意図にもとづく選択が行われ、集団としてのまとまりは解体される。行為主体間の合意形成がここでは問題となる。

B-iii 個々の関わり重視

ある集団において個々の行為主体が取り結ぶ環境との関わりが重視され、行為主体を単位とした選択が行われる。ここでは個々の関わりや質や価値が、集団の存続という大義名分や集団としての選択が持つ価値に先行する。集団の存続・継承を前提としないことによって、個と個、個と集団のあいだの社会的な緊張や葛藤が乗り越えられ、全体として均衡に至る。人口減少局面においては「家」や「集落」といった集団を時として「たたむ」という判断が妥当性を持つ状況が該当する。

3. 再定住に対する支援と課題

前章で行った分類を踏まえ、再定住に対する支援の方向、および東日本大震災からの復興状況を念頭に置いた支援の課題についてここでは述べる。

3. 1. 個への支援

(1) 選択肢の拡充 (図2の分類A-i, A-iiと対応)

住宅・生活再建の選択肢を拡充し、多様な再建ニーズに応えることで、被災者にとって「より善い」再建を可能にする。東日本大震災において住宅再建の支援策は、現物給付の方向（災害公営住宅の供給、防災集団移転促進事業による土地の手当など）へと偏っている。「意図にもとづく選択」を行う被災者（A-i）にとって住宅再建の選択肢は当初、限定的であった。復興事業の進捗とともに選択肢は拡充されていったが、十分とは言えない。将来の災害も見越して、自力再建層に対する経済的支援の拡大や借家層に対する家賃補助など、住宅再建への直接的な支援の必要性が指摘されている。一方、「意図にもとづく選択」が馴染まない被災者（A-ii）にとっては、現物支給は、一定の水準以上の環境が保障された支援の方法として有効である。間接支援（現物支給）か直接支援かといった支援方法は、災害状況や被災者の特性によって選択的に実施されるべきである。

(2) 住情報支援 (A-ii, A-i)

選択とは、常に「結果」を伴った行為である。ここで「結果」とは、その行為によって生じる対象の変化であり、対象の変化によってある行為はその行為足り得る。現代哲学の行為論によれば^{注3)}、結果への言及が行為の意図に含まれている場合、仮に意図した結果が得られなかったとしても、その行為であることは本質的に変わらない。このように考えると、住宅再建においても、「意図にもとづく選択」を行う被災者（A-i）にとって、再建の選択肢とその結果について情報が得られていたかということは、行為主体の意図がどれぐらい尊重されていたか、という点で重要である。さらに、このことは、環境に「選ばれて」おり、他の選択を実行できる見込みがない被災者（A-ii）にとっても同様の理由で重要である。情報取得の有無は被災者の環境への満足感・納得感、その後の復興過程における行動にも影響すると考えられる。

(3) 支え合う関係への支援 (A-iii, B-i)

環境との関わりにおいて行為主体による「意図的作用」は絶対ではない。人間が環境に「選ばれている」とでも言える状況が存在することは上述の通りである。しかし、選択の質に不均衡が生じている場合（A-iii）、均衡はどのようにして獲得可能であろうか。ここで「社会的選択」という尺度が浮上する。「共感」は人間や生物にとって根源的な能力である。ある集団において「支え合える関係」を保全することが他者への共感にもとづく行動（協調行動）を促すことがある（B-i）。仮設住宅や災害公営住宅へのグループ入居、住宅再建支援における防災集団移転といった制度は、「グループ」や「集団」といったカテゴリーを形成する。それによって環境との関わりが、他者との関係によって制限されるという側面があるが、その裏返しとして、「意図にもとづく選択」が馴染まない人々の移行を支える仕組みとして機能することがある^{注4)}。

(4) 相互性・互酬性の醸成 (B-i, B-ii)

社会的な選択が、集団における上下の階層的な関係にもとづく場合、それは協調的な行動ではなく、同調圧力という一方的な関係による行動となる。「互酬性」は行為主体間の関係に「相互性」と均衡をもたらす。「利己主義は結局、合理的ではない（損をする）」ことは経済学におけるゲーム理論の中で明らかにされてきたことである。利己主義も上下の階層的な関係も、一方的な関係であるという点において同根である。互酬性や相互的な関係が集団における均衡の鍵となる。被災者への支援は行為主体を「支援する者」と「支援される者」に二分しがちである。それは一方的な関係を形成し、固定化する。生活復興において、外部の支援者が介在し、互酬性にもとづく相互的な関係を醸成する（B-i, B-ii）ことが、行為主体間の協調的行動や合意形成に寄与する^{注5)}。

(5) 集団に先行する個々の関係の性質 (B-iii)

個々の行為主体の環境との関わりを尊重し、時として集団の継続さえも前提としないことが均衡をもたらすことがある。これは上述した、集団の効用を期待してそれを維持しようとする方向と一見矛盾する。しかし、ここまで見てきたように、人がどのように在るのか、それは人とその環境（社会的環境を含む）との間で測られる関係的な性質である。世帯や集落といった集団のまとまりは本来、それだけでは善いとも悪いとも言えない^{注6)}。選択を支えること（＝倫理的であること）の本質は、「個」への応答であり、その価値は「絆」や「コミュニティ」といった抽象的・一般的なかたちではなく、個別的・特殊なかたちで人とその環境との関わりの中に実在する。

3. 2. 地域への支援

人は本来、「いえ」に住むと同時に「まち」に住んでいる。このことは、阪神・淡路大震災からの復興を経験し、何度も繰り返し述べられてきた教訓である。被災した下町の密集市街地では、大規模再開発や災害公営住宅の郊外への建設などによって、人とまちの関係が断ち切られてしまった。その結果は、再開発住宅や災害公営住宅における災害関連死の増加、商店街の空き店舗の増加や地域からの人口流出といった形で顕在化していった。

地域からの人口流出は、復興の度合いを測る一つの有力な量的尺度である。藤田らは東北（三陸地方）の復興と人口動態を空間経済学の立場から分析している^{文4)}。空間経済学では、市場メカニズムのもと、都市の「集積力」と「分散力」のせめぎ合いで都市の成長や衰退を説明する。「集積力」とは「規模の効果」であり、「分散力」とは「地域固有の資源」を核としたネットワークである。

この「集積力」と「分散力」が均衡するところまで都市域は拡大・成長する。逆に、都市域の縮小・衰退の局面においては、都市域の末端に人口を留めるには市場メカニズムとは異なる「何か」が必要となる。また、人口の集積はロックイン（凍結）効果をもたらす。そのため、都市の縮小は、その拡大とは逆のプロセスを辿るという

単純なものではなく、「経路依存性」を有する。

このような、「個」の単なる集積を越えて、「地域」の次元において見出される、市場メカニズムとは異なる「何か」や「経路依存性」は、縮退期における災害復興支援において見逃せない視点である。

4. 選択における「経路依存性」の問題

住まいの復興に関わる「経路依存性」の問題を、日本の住宅政策（持ち家政策）、家族・共同体、持ち家と借家（地域住宅市場）、非市場のメカニズムとしての「まちづくり」との関連でみていく。

(1) 持ち家政策

戦後日本の住宅政策は人口増加・経済成長を前提として、「標準的家族」（会社員の夫、専業主婦の妻、二人程度の子供から成る世帯）の「持ち家」取得に対して公的支援を集中させてきた。また、それと同調する形で持ち家・新築中心の住宅市場が形成され、人々の価値意識も持ち家取得へと一様に向いていった。しかし、1990年代を転換期として2000年代以降、人口減少・低成長の時代に入り、空き家の増加や安定雇用の衰退、都心回帰や地方移住の活発化により、人口の流動性が高まりつつある。住宅政策もこれまでのような、持ち家の取得による「定住」を前提としては成り立たなくなっている。

日本の大都市を戦後はじめて襲った大災害である阪神・淡路大震災は日本の住宅政策が、行政主導から市場重視へ、また、フロー中心からストック活用へと舵を切る、まさに転換期に起きた災害であった。復興において大量の住宅再建ニーズに対して迅速な対応が行われたが、被災者の住まいの移動、職住の分離、社会的孤立等が深刻な問題となった。本来、牧が指摘するように、人口の移動性が高い社会は災害に対してもレジリエントである⁵⁾。阪神・淡路大震災で重視された「元の場所での再建」という価値基準も必ずしも普遍的なものではない。しかし、戦後日本の住宅政策において形成された「持ち家」、「定住」という価値基準は当時根強かった。このことが復興において、借家層の郊外への転出や持ち家層の現地再建など、経路を強く規定していたと考えられる。

(2) 家族・共同体

図3は、地域や時代ごとの「家」や「地域」のあり方を、「家」の自立性、「地域」の集団性という点から分類したものである。初期近代の日本では、個々の家の行動を地域共同体が強く規定しており、地域の「集団性」が発揮されていた。例えば、京都では土地・家屋売買の際にはまず町共同体に諮る必要があり、私有財産に対しても「総有」的な管理の原則が機能していた。と同時に、「家」は、それぞれが生業を営む自立した経済ユニットであり、「家」の存続・繁栄という強い目的性を持っていた。都市部では高い借家率を背景として、「家」は生業の状況に応じて居所を頻繁に変えていた。地方では持ち家が卓越しており、一見すると人口の流動性は低いが、「家」

は分家のたびに移動し、また、「家」には養子や使用人を含め、血縁者以外の人の出入りが頻繁にあった。

このように、戦前の日本では人口の流動性は総じて高かったと言われる。しかし、近代以降、特に戦後の都市部では、「標準家族」が一般化し、生業や儀礼など、かつて家にあった機能が外部化する。また、縮退期の地方では産業の衰退や人口減とともに「家」の機能が縮小する。

「家」は次第に非目的的存在となり、“安心して住める場所”という性格が強まる。「家」の目的性が弱まることは、人口の流動性低下の一因であったと考えられる。

現代においては価値観の多様化が進み、「地域」の集団性はますます弱まり、地域における人間関係はゆるやかな連帯になっていくと予想される。一方で、「家」については、何らかの機会をシェアするという、目的性を持った存在へと回帰する現象がみられる。これらは非血縁者との関係も含むという点でかつての「家」共同体とは異なり、擬似的な家族、あるいは家族と社会の中間的な領域である。例えば子育てや介護といったケア、あるいは若者やリタイア後の起業など、何らかの機会をシェアするという目的が「家」に求められている。

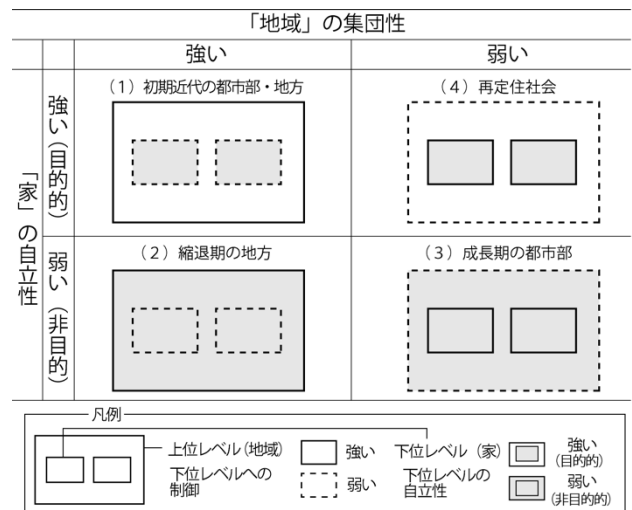


図3 「家」と「地域」の関係構造

(3) 地域住宅市場

図4は、「家」と「地域」の関係構造に、「持ち家」と「借家」の卓越性という視点を加えたものである（太線枠が一方に対する卓越を表す）。さらに、各時代・地域を人口の流動性、住み手にとっての選択性という点からプロットしている。これには「家」の自立性、「地域」の集団性、「持ち家・借家」の卓越性といった諸要素が地域ごとの住宅市場を特徴付けているという仮定がある⁷⁾。

阪神・淡路大震災の被災者のうち支援を特に必要としたのは下町密集市街地における長屋や木賃アパートに暮らしていた借家層であった。彼らへの支援は戦後期に蓄積されたマスのハウジングのノウハウを活用して迅速に行われた。しかし、それは災害公営住宅等の公的賃貸住宅供給の範疇においてであり、中所得層への支援や共同居住

等の新たな住み方への対応には限界があった。空きストックの活用や民間賃貸住宅市場との連携など、平時の住宅政策からの課題が露呈することとなった。

対照的に、東日本大震災においては多くの地方都市・集落が被災し、ここでは高齢化した持ち家層への支援が課題となった。持ち家層の自力再建への誘導が行われたが、自力再建への支援の手段は限られていた。また、自力再建が経済的に困難な層も多く、彼らに対しては災害公営住宅等の公的賃貸住宅が支援の主な手段となった。これには地方では民間賃貸住宅市場がそもそも未発達であるということも影響している。結果として、多くの人口減少自治体が過剰な公営住宅ストックを抱えることとなり、将来の管理コスト増加という新たな課題が生じた。

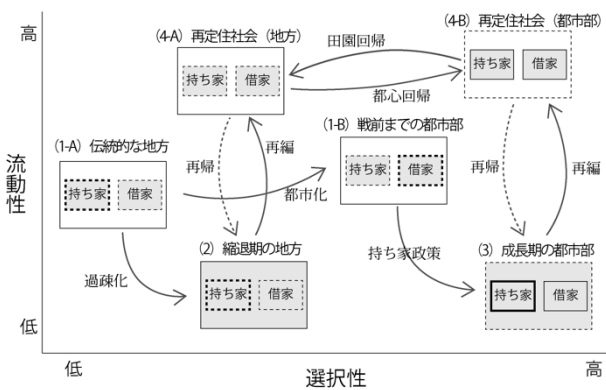


図4 時代ごとの地域住宅市場とその連関

(4) まちづくり

東日本大震災からの復興において被災自治体は地域の縮退に向き合うことが避けられない。日本の地方が縮退期に既に入っていることから、この傾向は今後の災害においても続くことは確実である。災害が引き金となり地域の衰退・消滅が早まるのではなく、次の安定状態を「先取り」するためには、地域の形成史を踏まえた復興が必要である。地域の縮退はその成長・拡大と逆のプロセスを辿るという単純なものではなく、「経路依存性」を有する。この経路依存性は、地域ごとのイメージや場所ごとに蓄積された人間関係に見いだされる。例えば、三陸沿岸の港湾都市において、交通の要所は陸上交通の発達により内陸に移動している。これは震災以前からの変化であり、港が経済・物流の中心ではなくなってから久しい。しかし、「港町」としてのイメージや文化、人間関係の蓄積等は依然として港を中心に形成されており、復興において地域の「顔」としての役割が港には期待されている。

「まちづくり」を「住民主体による地域資源の共同利用・管理の仕組みづくり」と定義した場合、東日本大震災からの復興において必要とされるのは、まさにこの「非市場的メカニズム」としてのまちづくりである。しかし、東北の復興まちづくりにおいて住民の主体性や共同性が十分に発揮されている事例は限られている。それは住民の無知や経験不足の問題ではなく、場所ごとの主

体性や共同性に対する認識の違いであろう。「港」や「漁村」といった、計画研究においてこれまで焦点が十分に当たらなかった対象に対する理解を深める必要がある。

5. おわりに：再定住における「共感」と環境適応

本稿では、再定住を「選択」の問題と捉え、復興事業の影響を受ける人々と環境との関わりのなかでどのような「選択」が生じるのか、その在り方について探った。

「選択」という行為を本稿では拡張的に解釈し、「意図にもとづく選択」と「身体にもとづく選択」、「自然的選択」と「社会的選択」といった分類を提示した。一連の検討を通じて、東日本大震災や近年の災害からの復興において一般的と考えられているものとは異なる価値基準や見落とされがちな要素間の「均衡」から、多様な「選択」のあり様を示すことができたと思われる。また、それらの「選択」が、日本の持ち家政策や家族・共同体、地域住宅市場などの発展における特殊な状況の中で限定されてきたという「経路依存性」の視点についても示した。

上述した分類はあくまで検討のためのモデルであり、現実の世界では、両者は入れ子のように重なり合い、より複雑な形で現れる。しかし、ここで特に強調したいのは、「社会的選択」、特に、「共感」の役割である。今後、日本全体で人口減少、高齢化が進むにあたって、災害後の再定住において「意図にもとづく選択」が馴染まない人々への配慮がより一層重要になると考えられる。例えば、近年の災害において、災害による直接の死よりも、避難過程における災害関連死が増加していることが問題の深刻さを表している。また、近代主義的な計画論において専門家は、「意図」の存在を自明視し、「意図にもとづく選択」に過度に期待してきた傾向はなかったであろうか。人がもつ意図性はたしかに尊重されるべきではあるが、それが行き過ぎると、安易な自己責任論に転嫁される恐れがある。近代主義的な計画論への反省・見直しもまた災害からの復興を契機として然るべきである。

一方、「共感」を醸成していくことは、人々の環境への「適応」にある程度、目をつむることになるのかもしれない。「共感」とは、本稿で述べてきた通り、人々の「連帯」に関わる能力である。一方、環境への「適応」とは、環境を自己にとって都合が良いように利用したり造りかえたりする、「自己」に関わる能力である。このように捉えた場合、「共感（＝連帯）」と「環境適応（＝自己）」、両者の世界には大きな溝がある。人々の「共感」と環境への「適応」は本質的に相克する関係にあるが、筆者は前者が後者に先行する能力であると考えている。

2004年インド洋津波で甚大な被害を受けたスリランカの沿岸部では、被災者の内陸への再定住が復興政策の中で決定された。しかし、被災した漁民の中には再定住を拒否し、沿岸に残った者たちもいる。彼らは所有権制度が確立される以前から、少なくとも100年以上に渡って沿岸に暮らしてきた人々である。政府は津波の危険性や

所有権の問題を理由に彼らに再定住をたびたび勧告してきた。しかし、最終的には彼らは沿岸にとどまり、政府もそのことを認めている。津波被害に遭い、かつ法的な所有権がないにも関わらず政府が居住を（半ば「黙認」に近い状態とは言え）認めるというのは日本の感覚では少し信じ難い。これには、財源の問題や地形条件等により環境への適応による対策が実質的に困難であるという現地の事情も影響している。しかし、それ以前に、沿岸で長く暮らしてきた漁民の暮らしがその（社会的な環境も含む）環境とのセットであり、それを無理やりにも変えるようなことはしないという姿勢がみられる。

スリランカの津波復興政策については、被災者に再定住を強制するものであるとして厳しく批判する意見もある。そのため、上述したような見方には異論もあると思う。しかし、少なくとも筆者がみてきた事例では、被災した自治体の担当者が強行的な姿勢をとることはなかった。沿岸にとどまる人々の事情に対しても一定の理解を示し、両者の関係性の中でうまく折り合いをつけていた。そこには人々の中の「共感」が機能していたと思う。

人々の「共感」からの再定住へのアプローチは、人間か環境か、生活か安全かといった二者択一に陥らない「選択」を可能にし、それは社会における健全な流動性を回復することにも繋がると考えられる。ただし、「共感」の世界と「適応」の世界、両者の線引きがどこにあるのか、また、どちらの世界に属するか、といった判断は当事者（被災した人々、復興事業の影響を受ける人々）に委ねられる。そして、その判断は時として政治的・社会的な決定となる。この点については地域ごとの文脈を踏まえた検討が必要であり、今後、時間軸の視点を含めた「選択」の問題としてさらに考察を深める必要がある。

注

- 1) ここでは、“環境を「選択」する”ではなく、“環境との間で「選択」が生じる”という婉曲的な言い方を敢えてしている。これは、後述するように、環境に関わる人の「選択」には、行為主体の意図にもとづいて選択を「する」という能動形だけでは語れない性質があるからである。
- 2) 生態学的心理学の創始者であるアメリカの心理学者 J.J.ギブソンは、アフォーダンスの概念を提唱し、環境と人間行動の関わりを通じて現れる環境の価値について論じた（参考文献2）。これは、人間が確固たる意思にもとづき環境に対する価値判断を行うというデカルト的認識論とは異なり、環境の中に価値が実在するという相互浸透論的なものの見方である。
- 3) 行為論には様々な立場があるが、行為は常に結果を伴うという点には共通理解がある。イギリスの哲学者エリザベス・アンスコム（参考文献3）は、未来の出来事（結果）が目的として言及され、そこから現在の行為を理由づけることを「意図ある行為」とし

ている。ここで行為は、自然現象における原因と結果という関係とは時間的に方向が逆転しており、行為の因果説を退けている（行為の反因果説）。

- 4) 岩沼市玉浦西地区の事例分析では、防災集団移転促進事業における「集団」カテゴリーの形成が、近隣や家族との関係の保全し、自力での意思決定が困難である住民が社会関係を通じて行動を可能にする場合があることを示した（参考文献6）。
- 5) 気仙沼市本吉町における仮設住宅居住者支援の実践・研究を通じて、住環境改善という専門性を伴う支援において、専門家の存在や能力よりもむしろ非専門的支援主体の態度が、支援に対する居住者の信頼を醸成し、支援者—非支援者間の一方的な関係の解消に寄与していることを示した（参考文献7）。
- 6) 東日本大震災をきっかけとして、日本では「絆」や「コミュニティ」の価値が声高に叫ばれるようになった。しかし、それらに対して批判的な見方もある。「絆」とは本来、動物などをつなぎとめる綱、転じて、断とうとしても断ち切れない人の結びつきを指す。人と人の結び付き、助け合いや支え合いを指すようになったのは最近である。
- 7) 場所のテニユア（保持）は持ち家・借家という区分だけでは議論しきれない。また、持ち家・借家という二分法的な尺度では捉えきれない多様な住まいが登場している。それでも、日本のこれまでの住宅政策の経緯から、持ち家・借家の区別は未だに人々の行動を一定程度規定していると考えられる。

参考文献

- 1) 前田昌弘：津波被災と再定住—コミュニティのレジリエンスを支える，京都大学学術出版会，2016.2
- 2) J.J.ギブソン著，古崎敬訳：生態学的視覚論—ヒトの知覚世界を探る，サイエンス社，1986
- 3) G.E.M.アンスコム著，菅豊彦 訳：インテンション — 実践知の考察，産業図書，1984
- 4) 藤田昌久，浜口伸明，亀山嘉大：復興の空間経済学—人口減少時代の地域再生，日本経済新聞出版社，2018
- 5) 牧紀男：災害の住宅誌—人々の移動とすまい，鹿島出版会，2011
- 6) 前田昌弘・佃悠・小野田泰明・高田光雄・天舛開・中村奎吾：集団移転における世帯分離・再編を伴う住宅・生活再建に関する研究—東日本大震災における宮城県岩沼市玉浦西地区を事例として—，日本建築学会計画系論文集，第85巻，第770号，pp.793-803,2020.4
- 7) 前田昌弘・石川直人・伊藤俊介・阪田弘一・高田光雄：他者への“信頼”からみた仮設住宅居住者への支援の成立要因と課題—東日本大震災における仮設住宅の住環境改善支援に関する実践的研究—その2—，日本建築学会計画系論文集，第83巻，第752号，pp.1821-1831, 2018.10